

令和 7 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 4 月 1 8 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 7 0〕

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 職員の仕事と育児の両立支援のための部分休業制度の拡充等について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>【背景】</p> <p>少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中、誰もが年齢や性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。</p> <p>人事院は、令和 6 年 5 月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を進めるため、令和 6 年 8 月 8 日、内閣及び国会に対して、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行い、令和 6 年 1 2 月に「国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が可決・成立されたところである。</p> <p>【目的】</p> <p>本市において、令和 7 年 1 0 月 1 日施行（一部に令和 7 年 7 月 1 日施行を含む。）の「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴う部分休業制度の拡充について必要な措置を講じるほか、国家公務員における対応等を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化等を行うことにより、市職員の仕事と育児の両立を支援するもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>【根拠法令】地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>令和 6 年 5 月 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布</p> <p>8 月 人事院は、内閣及び国会に対して、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を提出</p> <p>1 2 月 「国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が可決・成立</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ⑤ 主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>1 部分休業の取得形態の追加（選択制）</p> <p>部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないこととできる制度で、改正法では、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態（第 1 号部分休業）に加え、1 年につき 1 0 日を超えない範囲内の形態（第 2 号部分休業）を新たに設けることとし、職員はいずれかの形態を 1 年単位（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで）で選択可能とする。</p> <p>条例で定める特別の事情（配偶者が負傷又は疾病により入院したこと等）が生じた場合は、形態の変更を可能とする。</p> <p>なお、現行の部分休業に該当する「第 1 号部分休業」については、取得可能時間帯を拡充し、現行の勤務時間の始め又は終わり以外も可能とする。また、新設される「第 2 号部分休業」については、1 年につき請求できる上限を 1 日当たりの勤務時間に 1 0 を乗じて得た時間とし、1 日又は 1 時間を単位に請求可能とする。</p>                                                              |

【取得例】

【現行】

2 h  
1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2 h  
① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2 h 以上（1日単位で取得することも可）  
② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

- 2 非常勤職員の部分休業に係る対象年齢の拡大  
部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、現行の「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」に拡大する。
- 3 仕事と育児の両立支援制度に係る情報提供等  
3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供を行うほか、当該両立支援制度等の利用に係る意向確認を行う。
- 4 改正が必要となる条例
  - (1) 石巻市職員の育児休業等に関する条例
  - (2) 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

職員が仕事と育児の両立に必要な制度を選択できる勤務環境の整備により、職員のワーク・ライフ・バランスの促進を図るとともに働きやすい職場づくりの実現に寄与する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

全国の自治体でも同様の改正が行われる。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年6月 市議会第2回定例会に、石巻市職員の育児休業等に関する条例及び石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案  
(施行予定年月日：令和7年10月1日)

⑨ その他